

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公 告】 ○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞 ○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " " ○ " " ○ 一般競争入札の実施	【告 示】	健康推進課	目次
		" "	
" "	" "	道路整備課	担当課（室）
		" "	
" "	" "	水産課	目次
		都市計画課	
" "	" "	建築指導課	担当課（室）
		用度課	

◎岡山県告示第四百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年七月十七日

指定した医療機関

名称

所在地

すさい薬局

赤磐市周匝七二八―四

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

令和二年七月一日

◎岡山県告示第四百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

すさい薬局

赤磐市周匝七二八―二

令和二年七月五日

令和2年7月17日 岡山県公報 第12211号

◎岡山県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山赤穂線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和気郡和気町藤野字東野五六番二一地先 から 和気郡和気町藤野字東野六六番一地先 まで	新	七・五〇 一五・二	一八三・四
和気郡和気町藤野字東野五六番二一地先 から 和気郡和気町藤野字東野六六番一地先 まで	旧	六・六〇 一二・〇	一六五・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 平岡小鎌線
三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市小鎌字掛内二一〇三番二地先から 赤磐市小鎌字合之坂二二九四番一地先ま で	赤磐市小鎌字三通田一七六〇番一地先か ら 赤磐市小鎌字後田一六八三番一地先を経 て 赤磐市小鎌字合之坂二二九四番一地先ま で	新		四・六 八・七	九〇二・七
赤磐市小鎌字掛内二一〇三番二地先から 赤磐市小鎌字合之坂二二九四番一地先ま で	赤磐市小鎌字掛内二一〇三番二地先から 赤磐市小鎌字合之坂二二九四番一地先ま で	旧		四・六 八・七	九〇二・七

一 道路の種類 県道
二 路線名 岡山吉井線
三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

一 道路の種類 県道
二 路線名 新見日南線
三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員	延 長
新見市神郷釜村字大高下六九四番一地从 新見市神郷釜村字四十代八四一番七地先 まで	新	八・〇 三六・〇	八一三・〇
新見市神郷釜村字大高下六九四番一地从 新見市神郷釜村字四十代八四一番七地先 まで	旧	六・〇 三六・〇	八一三・〇

別	新	旧
(メートル)	七・三 四三・六	七・三 四三・六
(メートル)	二五四・六	二五四・六

◎岡山県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道				道路の 種類	路線名	区 間	供用開始 年月日
岡山赤穂線						和気郡和気町藤野字東野五六番二一地先から 和気郡和気町藤野字東野五六番二九地先を経 て 和気郡和気町藤野字東野六六番一地先まで	令和二年七 月二十日 (十五時)
平岡小鎌線						赤磐市小鎌字三通田一七六〇番一地先から 赤磐市小鎌字後田一六八三番一地先を経て 赤磐市小鎌字合之坂二二九四番一地先まで	令和二年七 月十七日
岡山吉井線						赤磐市仁堀中字明田一二〇〇番一地先から 赤磐市仁堀中字瀬戸一七三三番二地先まで	
新見日南線						新見市神郷釜村字大高下六九四番一地先から 新見市神郷釜村字四十代八四一番七地先まで	

令和2年7月17日 岡山県公報 第12211号

〔三二五〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による
聴聞を行う。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市下津井田之浦一丁目一〇一番地 兒玉 茂

岡山県笠岡市北木島町七七二三番地 畦坪 保二

岡山県備前市日生町日生三三六六番地一 山邊 政人

兵庫県たつの市御津町室津三四七番地一 小嶋 成尋

二 期日

令和二年七月二十七日午前九時三十分から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

令和2年7月17日 岡山県公報 第12211号

〔三二六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により津山市から津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区

二 都市計画の決定年月日

令和二年七月一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、津山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

令和2年7月17日 岡山県公報 第12211号

〔三二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市山田字大仁伍二三三六一五、二三三六一八、二三三六一〇、二三三六一

一一、二三三六一二、二三三六一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

小田郡矢掛町上高末一

小門 正

小門 真琴

三 許可番号

岡山県指令建指第二二八号

令和 2 年 7 月 1 7 日 岡山県公報 第 1 2 2 1 1 号

〔三二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字池ノ下東一六六三―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三二一秋桜 A 二〇二

吉井 裕幸

三 許可番号

岡山県指令建指第三八号

令和2年7月17日 岡山県公報 第12211号

〔三二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本二九二―三、二九二―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上林二九二―三

濱川 陽子

三 許可番号

岡山県指令建指第四五号

〔三三〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年七月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 1,248式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和2年11月30日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年8月3日（月） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226－7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年7月17日（金）から同年8月3日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また，郵送による交付を希望する場合は，交付に必要な期間を十分に考慮し，返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し，(1)の場所に請求すること。なお，交付する入札説明書等は，縦297ミリメートル，横210ミリメートル，重さ110グラムであるので，注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は，持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月11日（火） 13時10分

ただし，郵送等による場合にあつては，令和2年8月7日（金）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年8月3日（月）17時までに，4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は，入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 1,248 Units

(2) Delivery date :
By 30 November (Monday) , 2020

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
1 :10 P.M. 11 August (Tuesday) , 2020

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division

2－4－6, Uchi-sange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700－8570,
Japan

TEL 086－226－7539